

議案第 9 4 号

南丹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

南丹市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年南丹市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
（虐待等の<u>防止</u>） 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員の基準） 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士_____ _____ _____ _____ _____ _____その他乳児等通園支援に従事す	（虐待等の<u>禁止</u>） 第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （職員の基準） 第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士<u>（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士。以下この条において同じ。）</u>その他乳児等通園支援に従事す

る職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。 2・3 (略)	る職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。 2・3 (略)
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。